

門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

1. 法的位置づけについて

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「門真市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」の2つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき一体的に策定するものです。

なお、令和5年度末をもってくすのき広域連合が解散することに伴い、これまでくすのき広域連合が策定していた「介護保険事業計画」と、門真市が策定していた「高齢者保健福祉計画」を一体的に策定することとなります。

「高齢者保健福祉計画」は、介護保険サービスの利用の有無にかかわらず、高齢者福祉に関する施策全般を定める計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険サービスの確保と提供、整備などに関する介護保険事業について、そのサービス見込量などを定める計画となっています。

2. 計画の期間及び見直し時期について

「介護保険事業計画」は、3年を1期として計画内容を見直す必要があり、「高齢者保健福祉計画」についても一体的に見直しを行います。

そのため、令和4年度にアンケート調査等を実施し、令和5年度に本計画の策定を行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
現在の計画		門真市第8期高齢者保健福祉計画 第8期くすのき広域連合 介護保険事業計画				
		調査等実施	計画策定	門真市第9期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		
次期の計画						

3. 第9期計画について

第8期計画では、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年（令和7年）に向け、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化・推進することを目標として策定してきました。

第9期計画は、計画期間中に迎える2025年（令和7年）、その先の団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピークを迎えると推計される2040年（令和22年）に向けて、高齢者を取り巻く社会環境や高齢者ニーズを踏まえ、(※)「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備など各施策を検討していきます。

(※)「地域共生社会」とは、高齢者をはじめ、地域の住民がお互いに支え合える地域づくりに取り組み、地域のさまざまな支援体制や組織が相互に連携することができる社会のことです。